

農業関係補助事業のお知らせ

三好市では、農業者を支援するため、今年度から始まる新規事業概要や継続事業の変更点を紹介します。要望やお問い合わせは農業振興課までお願いします。

三好市農業振興課 ☎ 72-7617

戸別所得補償経営安定推進事業

平成24年度からの国の新規事業

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域や集落の5年後、10年後の農業に展望が描けない地域が増えています。そこで、国は、青年新規就農者の倍増、農地集積の円滑な推進を図るため次の新規事業を実施します。その概要を紹介します。

人・農地プラン作成事業

「人・農地プラン」とは？

「人・農地プラン」は、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。地域や集落内において高齢化や、担い手、耕作放棄地など「人と農地の問題」を皆さんで出し合い、話し合いにより解決策（プラン）を作り、実行していくことによって、問題を解決しましょう。

【プランを決めよう！】

今後、地域、集落などを中心とする担い手、経営者、経営体について▽集落営農の法人化▽農地の集積方法▽経営体や他の農業者を含めた地域の農業のありかたなど

【プランが決まれば次のようなメリットがあります！】
 青年就農給付金（経営開始型）▽農地集積協力金▽スーパール資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

青年就農給付金【経営開始型】

自ら独立して農業を開始する方に給付金を支給します。
要件▼農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件をすべて満たす方

- ① 45歳未満で独立・自営就農する方
- ② 人・農地プランに位置付けられている方（見込みも可）
- ③ 就農後の所得が250万円未満の方（本給付金以外）
- ④ 自ら農地の所有権または利用権を有していること（三好市内）
- ⑤ 本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を自ら

三好市農業委員会委員一般選挙について

現在の三好市農業委員会委員の任期は平成24年7月31日までです。三好市農業委員会委員一般選挙は、選挙区を設けて行われます。各選挙区の対象区域は、第1選挙区（池田）、第2選挙区（山城・西祖谷・東祖谷）、第3選挙区（三野・井川）となります。

お問い合わせ先 三好市選挙管理委員会 ☎ 72-7604

選挙区	第1選挙区	第2選挙区	第3選挙区
立候補予定者説明会	6月22日（金） 13時30分～ 三好市役所 第1会議室		
告示日	7月1日（日）		
立候補届出日時・場所	7月1日（日） 8時30分～17時 三好市役所 第1会議室		
投票日	7月8日（日） 7時～18時（一部17時）		
選挙を行う委員の定数	7人	6人	7人
開票の日時	7月8日（日） 20時～		
開票の場所	池田総合体育館	山城公民館	三野公民館
期日前投票のできる期間	7月2日～7月7日 8時30分～20時		
期日前投票のできる場所	三好市役所	山城総合支所 西祖谷総合支所 東祖谷総合支所	三野総合支所 井川総合支所
当選証書の付与	7月9日（月） 13時30分～ 三好市役所 第1会議室		

※ 投票場所・投票時間は、選挙のお知らせ（ハガキ）でご確認ください。
 ※ 第2選挙区および第3選挙区における期日前投票のできる場所は、住所がある総合支所となりますのでご注意ください。

農の雇用事業

農業法人などへの支援

農業法人などが新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。
助成金▼一人あたり年間120万円（最長2年間）
募集期間▼平成24年8月1日から8月31日まで

農地集積協力金

経営転換協力金（農地の出し手に対する支援）…利用権設定または農作業委託

「人・農地プラン」に位置付けられる経営体への農地集積に協力する場合

要件▼農業者戸別所得補償制度加入者で農地利用集積円滑化団体などに全ての自作地を白紙委任する（10年以上）こと

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
 - ② リタイヤする農業者
 - ③ 農地の相続人
 - ④ 遊休農地を所有していないこと
- 協力金**▼面積0.5ヘクタール以下…1戸につき30万円
 面積0.5ヘクタール超2ヘクタール以下…1戸につき50万円
 面積2ヘクタール超…1戸につき70万円

分散圏解消協力金

「人・農地プラン」に位置付けられた経営体の農地の連坦化に協力する場合
要件▼農業者戸別所得補償制度加入者

- ① 地域の中心となる経営体の経営農地に隣接する農地の所有者
 - ② 地域の中心となる経営体の経営農地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者
- 協力金**▼10アールあたり5千円

規模拡大加算

農地利用集積円滑化事業により、面的集積して経営規模を拡大する農家

要件▼「人・農地プラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、規模拡大加算の面的集積要件を大幅に緩和します。

交付単価▼10アールあたり2万円

【注意】経営転換協力金の交付を受けたものは対象外

みつまた・ヒバ苗の補助

平成24年度からみつまたの補助金は、県の補助が廃止され、市単独での補助となりました。また、黄金ヒバの苗に対する補助が市単独事業として創設されました。申請先は次のとおりです。

申請先

みつまた…徳島県局納みつまた生産団体連合会 ☎ 72-0139
 黄金ヒバ…阿波みよし農業協同組合山城支店 ☎ 86-1211
補助率▼10分の4
申請期限▼平成24年12月28日まで

有害鳥獣に対する防護柵設置助成

三好市では、国の補助事業を活用し、集落全体の農地を一体的に囲む対策などを行い、地域で野生鳥獣などによる農作物の被害を防止するための取組みを推進しています。一体的な防護柵を検討されている集落・町内会がある場合には、電気柵やネットなどの資材購入に対して助成しますので、ご相談ください。

申請先▼三好市農業振興課 ☎ 72-7617

補助率▼事業費の85%

申請期限▼平成25年1月31日まで（ただし平成25年3月20日までに事業が完了すること）

連載 地域おこし協力隊

活動報告

11

井川歴史街道を行く

下川 徹

講演依頼を受け、先人の遺した貴重な文献を読み、伝承を求めて地域を駆け回る、その度に新たな発見がある。既存のもの、価値を「知る」ことが大切だと、つくづく思う。



たとえば、井川町。伊予街道沿いには、中世の城、野津後城跡がある。館跡は辻高校敷地だが、飯糰神社と井川中学の裏山には、東西に翼を広げたような二つの山城があり、土塁の跡や郭の跡が遺されている。また、井内街道の奥には、標高八百メートルの尾根に、多重の横堀や土塁、堀切や竪堀の形跡を見て取れる八石城がある。

街道沿いの遺構をたどるだけでも、「井川歴史街道」とも言うべき構想ができていく。地域が守ってきた豊かな歴史遺産を、ただ残すだけではなく、交流人口の増加や地域への愛着を育む地域資源として、新たな視点での活用ができないだろうか。そして、子どもから大人まで、誰に聞いても、地域の魅力を知っており、語る事ができる。そんな三好市が実現したら素晴らしいと思う。

山笑う 人笑う

渡邊 聡

大阪出身の渡邊です。前回の市報にも書きましたが、大好きな春が来ました。ある方に教えていただいたのですが、「山笑う」というらしいです。三好市にいますと、まさになるほど思ってしまった。

こんな素晴らしい自然があるのに、地元の方とお話すると、「三好には何にもないから」とよく言われます。

何も無いんじゃないかと、あまりに素晴らしい物が多すぎて目に入っていないだけだと思えます。それが証拠に、新しい事に向けて頑張ってる個人やグループの方と何人にもお会いしました。その方たちとお話すると、皆さんその事を楽しんで笑って取り組んでいらつしゃいます。いろんな会に参加されたりして、情報の収集にも努めてもらつしゃいます。やりたい事がどう



したら出来るかを考えている方たちばかりです。

皆さん素晴らしい方たちで、今度そのグループのお手伝いを始めます。あまり詳しくは書けません。三好市の特産品の開発や販売のお手伝いになります。アーティストや素晴らしい映像を撮ってくれる仲間もいますし、大阪時代にやっていた飲食関係のキャリアを活かせればなんとかなるでしょう。少しでも、頑張っている方が笑ってくれば大成功です。

三好市まちづくり基本条例を紹介します



平成24年10月1日施行に向けて、三好市まちづくり基本条例を広く知っていただくために条例の内容について連載しています。今回は「第2章 市民」についてご紹介したいと思います。

「市民の権利」って何？

- ① 安全で安心して生活できる権利
- ② 行政サービスを等しく受ける権利
- ③ まちづくりに参加する権利
- ④ 市政に関する情報を知る権利

「①『安全で安心して生活できる権利』とは、市民が豊かで快適に暮らすために必要な最も基本的な権利です。」

「②『行政サービスを等しく受ける権利』とは、全ての市民が全てのサービスを等しく受ける権利があるということではありません。行政サービスは、その内容ごとに法律や条例などでサービスを受ける者を定めています。ここでいう「等しく受ける権利」とは、市内のどこに住んでいても行政サービスは等しく提供されるべきであるとい



うことを意味しています。

「③『まちづくりに参加する権利』とは、地域づくり活動に参加するにあたり、自らが持つ豊かな知識や経験を生かすことが出来る権利のことです。」

「④『市政に関する情報を知る権利』とは、提供される情報を受け取るだけでなく、自ら積極的に市政に関する情報の提供を求めることができ、これを取得できる権利として市民主役のまちづくりにおいて最も重要な権利です。」

市民が果たすべき役割や責務は？

- ① 自らが主役であることを自覚し、まちづくりに参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- ② まちづくりに参加するにあたって、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

まちづくりへの参加の努力義務を定めています。身体障害や何らかの理由でまちづくりに参加できない場合もあり、全ての市民に参加を強制することはできません。そこで、次のとおり参加できないことを理由に不利益をこうむることがあってはならないという条文も備えています。「③まちづくりに参加しないことを理由として、差別的な扱いや不利益を受けない」



事業者にも役割や責務がありますか？

事業者は、地域社会の一員として社会的責任を認識し、まちづくりに寄与するよう努めるものとする。

事業者は「市民」の中含まれていますが、まちづくりにおいて果たす役割や責務は大きいことから、事業者の役割と責務を定めています。

来月号では「第3章 議会及び議員」について解説していききたいと思います。

お問い合わせ先
三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。
◀ QRコードからアクセスできます